

令和4年度 宮城支部保険者機能強化予算（「支部医療費適正化等予算」並びに「支部保健事業予算」）について

1. 令和4年度 宮城支部医療費適正化等予算		1ページ
2. 令和4年度 宮城支部保健事業予算		2ページ
参考1：令和4年度 宮城支部事業計画		6ページ
参考2：令和5年度 支部事業計画・予算の策定等の新たなスケジュール		16ページ

1.令和4年度 宮城支部医療費適正化等予算

支部医療費適正化等予算

予算合計額 (本部指示予算合計枠)	15,161千円 (15,929千円)
----------------------	------------------------

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額
＜拡大・新規＞ 上手な医療のかかり方に関する通知送付及びWEB広告を活用した広報	対象期間内で複数回、時間外、休日や深夜に医療機関を受診した者に対し、通知対象者ごとに診療時間内に受診した場合と比較した具体的な自己負担軽減額、上手な医療のかかり方(はしご受診、大病院のかかり方、かかりつけ医・かかりつけ薬局を決めることなど)を記載したリーフレットを送付する。 併せて、上手な医療のかかり方をテーマにしたWEBバナー広告を配信し、通知送付者だけでなく多くの方に広報する。	【通知】 6,561 【web広告】 2,915
＜継続＞ 医療機関事務担当者説明会の実施	県内の医療機関従事者を対象に、社会保険診療報酬支払基金と合同で、オンラインで説明会を開催。診療報酬改定に伴う留意点、健康保険制度の周知や適正なレセプト請求等についての説明を行う。説明会後にアンケートを実施し、説明会内容や開催形式等に関する満足度について評価を行う。	215
＜継続＞ 令和3年度に実施した多剤・重複服薬に関する通知の効果検証	適切な服薬に繋げ医療費適正化や本人の健康被害の抑制を図ることを目的として、重複服薬、漫然投与、併用禁忌や傷病禁忌の者約7,000人に対し医療機関や薬局への相談を促す通知を令和4年2月から順次発送する。 当該通知対象者について、送付後のレセプトで服薬状況を確認する。	2,860
＜継続＞ 医療機関・薬局向け ジェネリック医薬品「処方状況のお知らせ」通知送付	県内の各保険医療機関及び各保険薬局宛てに、個別機関ごとのジェネリック医薬品使用割合、地域での立ち位置やジェネリック医薬品使用割合の向上に寄与する上位10医薬品などを分析した「処方状況のお知らせ」通知を送付する。	880
＜継続＞ 納入告知書同封チラシなどの紙媒体の広報	事業主及び加入者に対する協会けんぽの取組の案内や健康保険制度の周知等を目的に、事業所に毎月送付する納入告知書に同封するチラシを作成する。	1,730
合計		15,161

2.令和4年度 宮城支部保健事業予算

支部保健事業予算

予算合計額 (本部指示予算合計枠)	77,405千円 (77,407千円)
----------------------	------------------------

令和3年第3回評議会（1/14開催）から変更があった部分について、赤字にしています。（予算合計額は前回から変更ありません）

(単位：千円)

区分	事業名	事業概要	予算額
健診経費	＜継続＞ 事業者健診結果データ提供にかかる同意書取得 勧奨業務委託について ＜継続＞ 健診機関による委任状取得の委託費	支部で提供する対象事業所リストを基に勧奨文書を発送する。後日、電話又は訪問による勧奨を複数回実施し、同意書の受領を行う。また同意書の受領後は、健診結果票（紙）の受領や、問診票の記載依頼等の事業所との折衝業務、健診結果のデータ化までを一貫して行う。	6,430
	＜継続＞ 協会主催の集団健診「まちかど健診」の開催	主に受診率の低迷している地域や市町村の未受診者健診を実施しない地域をターゲットに、協会けんぽ主催の集団健診としてショッピングセンター等を利用した「まちかど健診」を実施する。また、特定保健指導の対象者については、健診当日及び後日、特定保健指導を実施する。	2,398
	＜継続＞ 生活習慣病予防健診を委託した医療機関・健診機関に対するインセンティブ	生活習慣病予防健診（一般健診）の実施数向上を目的に、委託健診機関に対し、対前年度比の実施増加数（実績）に応じて報奨金を支払う。	15,487 21,110
	＜継続＞ 生活習慣病予防健診（被保険者）受診率向上のための取組	令和5年度生活習慣病予防健診パンフレット等の作成（事業所用・任継加入者用）や新規加入事業所及び新規加入者への健診案内を発送する。 加えて、健診受診率が低い事業所または未受診者に対し、生活習慣病予防健診受診勧奨文書を送付し、実施率向上を図る。	6,365
	＜新規＞ 被扶養者の特定健診受診率向上のための取組	健康宣言事業所のうち、了承をいただいた事業主と協会けんぽ宮城支部長との連名文書を作成し、加入被扶養者へ個別勧奨文書を送付する。 健診の受診方法や健診・医療機関の情報などを分かり易く解説したパンフレットを作成し、受診券に同封して発送する。 未受診者への意識向上を図るため、ターゲット層の被扶養者が居住している市町村単位で、直近の日程・身近な会場などをピンポイントにはがきで案内する。	4,736
	＜新規＞ 健診前通知事業	※5ページ参照	4,884
小計			40,300 41,039

区分	事業名	事業概要	予算額
保健指導経費	＜継続＞ 特定保健指導を委託した医療機関・健診機関に対するインセンティブ	特定保健指導の実施数向上を目的に、委託健診機関に対し、対前年度比の実施増加数（実績）に応じて報奨金を支払う。	1,980
	＜継続＞ 特定保健指導、共同利用チラシ等の作成	健診機関が生活習慣病予防健診結果を受診者に対して発送する際にチラシを同封することにより、受診者に対し特定保健指導及び共同利用について周知。また、事業所での特定保健指導受入率の向上を図るため、事業所に対しても特定保健指導案内文書を送付する。	2,495
	＜継続＞ その他	中間評価時の血液検査費、医師謝金、保健指導用図書購入費等	5,305
小計			9,780
重症化予防事業経費	＜継続＞ 糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	健診受診後、未治療者のうちの糖尿病性腎症予備群に対し、透析導入を防ぐため、受診後に主治医の指示に基づいた保健指導を外部委託により行う。	1,293
	＜継続＞ 未治療者に対する受診勧奨	本部提供の受診勧奨リストを基に作成した文書による勧奨、支部保健師による電話勧奨等、健診結果から治療が必要とされたにもかかわらず未治療である者への受診勧奨を行う。	8,256
	＜継続＞ 未治療者受診勧奨から外れる重症化域者へのアプローチ	未治療者受診勧奨から外れる重症化域者へのアプローチとして、生活習慣病予防健診当日の問診において“服薬あり”としながら、二次勧奨対象者基準に該当する（コントロール不良）者に対し、個別介入文書を送付し、再コントロールを促す。	4,634
小計			14,183

区分	事業名	事業概要	予算額
コラボヘルス事業経費	<継続> 職場健康づくり宣言の普及促進	当支部の健康経営の取組である「職場健康づくり宣言」の普及に向けて、新聞広告やフリーペーパーを活用した広報を実施し、事業主や加入者の意識啓発を図る。 DMIによる職場健康づくり宣言の案内や電話による勧奨を実施する。	3,042
	<継続> 職場健康づくり宣言事業所に対するフォローアップ事業	事業所ごとの健康状態が見える化した「事業所カルテ」の送付や取組の振り返りを行うためのチェックシートの送付し、1年間の宣言項目に関する取組状況の振り返りや自社の健康リスク保有者割合の経年変化を確認することで、宣言事業所の質の向上を図る。 各事業所の健康課題に応じた出前講座の実施や他社の取組事例を含めた健康経営に関する情報をまとめた資料（リーフレット又は冊子）を作成し、宣言事業所に配付する。	4,430
	<新規> 業界団体とのコラボヘルス事業	健診受診者における各健康リスク保有者割合が多い、運輸業及び運送業については、業界団体と連携の上、事業主や従業員に対するアンケート調査を行い課題の把握を行う。	2,000
小計			9,472
その他の経費	<新規> WEB媒体を利用した禁煙・運動対策	禁煙及び運動等をテーマにしたWEB上のランディングページを作成の上、WEBバナー広告配信、メールマガジン配信や広報誌・ポスター等へのQRコード貼付など、当該ページを多くの方に広報する。	2,750
	<継続> 関係団体と連携した健康イベントへの参加	宮城県をはじめ関係団体とも連携した健康イベントに参加し、無料の健康チェックを行うことで健康に対する意識向上の動機づけを図る。	165
	<新規> レセプト及び健診データの共同分析	宮城支部加入者の健康課題の解決に向けた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。	16
	<新規> 国立大学法人東北大学との共同研究	※5ページ参照	740
小計			3,671 2,931
合計			77,405

○健診前通知事業

【目的】インセンティブ制度の評価指標である特定保健指導対象者の減少率を改善するため、特定保健指導終了後から 次年度の健診までに日数が空くことで生じるリバウンドやモチベーションの低下を防ぐ。

【対象者】協会けんぽの特定保健指導者が初回面談を行った者のうち最終評価まで完了した方（約6,000人）

【事業内容】前年度の特定保健指導最終評価者に対して健診3ヶ月前に届くタイミングで個別通知を送付する

【予算】4,883,756円

○国立大学法人東北大学との共同研究事業

【目的】宮城県内企業労働者の健康課題の解決に向けて研究結果から得られたエビデンスを協会けんぽが実施する各種事業に効果的に活用することを目的に、東北大学大学院と共同研究に関する覚書を令和 4 年4月1日締結。

【対象者】平成28年度から令和 2 年度までの生活習慣予防健診受診者

【事業内容】担当教員：東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野：辻一郎教授、陸兪凱助教
研究テーマ（案）：

- ①業態別のメンタルヘルス分野に関する研究
- ②入院レセプトの主傷病をアウトカムに 5 年分の健診データを遡って分析し発症率を割り出す研究
- ③その他、意見交換しながら協会けんぽの保健事業に繋がる研究を行う

【予算】739,800円

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。 (1) 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 (2) サービス水準の向上 ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。 ■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.7%以上とする

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(3) 限度額適用認定証の利用促進 ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に医療機関へ職員が訪問するなど周知と申請書の配置依頼を行う。 ・令和4年上期に実施予定の医療機関従事者向け研修会の際に、健康保険制度について説明し、限度額適用認定証の利用促進について、積極的に周知を図る。 (4) 現金給付の適正化の推進 ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。 ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PT会議を効果的に活用し、疑義のある申請について、調査（事業主への立入検査含む）を積極的に行う。 (5) 効果的なレセプト内容点検の推進 ・自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指し、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。 ・支払基金支部との打ち合わせ会を定期的に行い、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。 【困難度：高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。 （※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。 ■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について0.237%以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を4,808円以上とする

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(6) 柔道整復施術療養費等における文書の照会業務の強化 ・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。 ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について0.57%以下とする (7) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・未返納の多い事業所データ等を活用した事業所等への文書等による資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 【困難度：高】 事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。 また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。 （※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。） （※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。 ■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を91.4%以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を72.5%以上とする。

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(8) 被扶養者資格の再確認の徹底 ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする (9) オンライン資格確認の円滑な実施 ・マイナンバーカードの保険証としての使用を推進するため、広報誌やホームページ等により、オンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得促進等に関する広報を行う。 【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。 (10) 業務改革の推進 ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ・喫煙、運動習慣の対策について、宮城県及び関係団体等と連携しながら、支部加入者全体の健康意識の向上を図る。 ① 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・特定健診実施率の向上に向けて、事業所検索機能を活用して抽出する未受診事業所（未受診者）に対し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、地方自治体との連携を推進し、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供した上で、がん検診との同時実施等の拡大を図る。また、支部主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応じていく。 ・事業者健診データの取得促進に向けて、宮城県や宮城労働局と連携して勧奨を行う。 ・職場健康づくり宣言事業所との連携を強化し、被保険者・被扶養者の健診受診率向上に向けた働きかけを行う。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。 ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：304,931人） ・生活習慣病予防健診 実施率 71.8%（実施見込者数：218,940人） ・事業者健診データ 取得率 7.8%（取得見込者数：23,785人） ■ 被扶養者（実施対象者数：82,058人） ・特定健康診査 実施率 36.7%（実施見込者数：30,115人） ■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を71.8%以上とする ② 事業者健診データ取得率を7.8%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を36.7%以上とする

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	② 特定保健指導の実施率及び質の向上 ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。 ・ 特定保健指導の質の向上のため、支部内外における研修により、特定保健指導実施者のスキルアップを図る。 ・ 本部が実施する協会保健師の育成プログラム（保健師キャリア育成課程）及び保健事業標準モデルの策定に協力して取り組む。 【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQ O Lの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。 なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。 ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：49,759人） ・ 特定保健指導 実施率 33.0%（実施見込者数：16,420人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,831） ・ 特定保健指導 実施率 18.2%（実施見込者数：515人） ■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を33.0%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を18.2%以上とする ③ 重症化予防対策の推進 ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、L D Lコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。 ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQ O Lの向上を図る観点から、重要度が高い。 ■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000人 ■ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 勧奨実施予定人数 400人 ■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	④ コラボヘルスの推進 ・ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」事業所の拡大を目的として、新聞等への広告掲載や宮城県、関係機関・団体と連携した広報活動を行う。 ・ 健診受診者における各健康リスク保有者割合が高い、運輸業及び運送業については、業界団体と連携の上、事業主や従業員に対するアンケート調査を行い課題の把握を行う。 ・ 宣言事業所の取組の質を向上させる観点から、事業所ごとの健康状態を見える化した「事業所カルテ」、取組の振り返りを行うための「チェックシート」の送付や他事業所の取組を紹介する「好事例集」の作成等、フォローアップの強化を図る。 【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。 ■ KPI：健康宣言事業所数を2,190事業所以上とする (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部において作成した広報資材も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54.0%以上とする (3) ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し宮城県内の地域別、年齢階級別や薬効分類別に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用し、使用割合の低い医療機関・薬局に対して個別の働きかけを強化する。 ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・ 宮城県、関係団体や他の保険者等と連携した取組を実施する。 【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で83.3%以上とする （※） 医科、DPC、歯科、調剤

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	(4) インセンティブ制度の着実な実施 ・ 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 【重要度：高】 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂2015」や「未来投資戦略2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。 (5) パイロット事業及び調査研究事業の提案 ・ 既存の枠組みに捉われない斬新かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。 (6) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 ① 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。 ② 医療提供体制に係る意見発信 ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入状況等）や国・宮城県から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ③ 宮城県、他保険者や関係団体と連携した働きかけ ＜上手な医療のかかり方に係る働きかけ＞ ・ 地域医療を守る観点から、レセプトデータの分析結果等を活用し、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、宮城県、他保険者や関係団体と連携の上、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 ＜多剤・重複服薬者に対する適切な服薬に係る働きかけ＞ ・ 令和3年度に実施した「多剤・重複等服薬者に対する通知事業」について、効果検証を行い、検証結果を保険者協議会で共有する。 ・ 検証結果を基に、宮城県、他保険者や関係団体と連携の上、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。 ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者 機能 関係	(7) 調査研究の推進 ① 医療費等分析 ・ 宮城支部加入者の健康課題の解決に向けた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、宮城県、市町村や保険者協議会等と連携した医療費等の分析を実施するとともに共同事業の実施を検討する。 ② 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信 ・ 令和3年度に実施した医療費等に関する分析成果について、調査研究報告書へ投稿するとともに各種学会での発表を通して広く情報発信する。
3. 組織・ 運営 体制 関係	(1) 人事・組織に関する取組 ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・ 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置により、業務の効率化等の状況を踏まえた支部運営を行う。 ② 人事評価制度の適正な運用 ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ③ O J Tを中心とした人材育成 ・ O J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けて、外部講師及び外部研修会等を積極的に活用し、人材育成を行う。 ④ 本部支部間の連携の強化 ・ 支部において実施した加入者の健康増進のための取組結果について、本部に対して積極的に情報提供を行う。 ⑤ 支部業績評価項目の進捗管理 ・ 各評価項目について、目標指標を意識した取り組みを行うとともに、目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底する。 (2) 内部統制に関する取組 ① リスク管理 ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報への取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 ② コンプライアンスの徹底 ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。

分野	具体的施策等
3. 組 織 ・ 運 営 体 制 関 係	(3) その他の取組 <費用対効果を踏まえたコスト削減等> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

課題や重点施策を本部・支部間で共有のうえ、支部事業計画・予算を策定し、本部・支部が連携して課題解決に取り組む。

